

(別紙)

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

1. 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
2. はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
3. 飲食又は喫煙をしないこと
4. 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の同意を得た場合はこの限りではない。
5. 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
6. その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
7. 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。